

障害者（児）虐待防止の指針

合同会社つきおと

1. 虐待防止に関する基本的考え方

（1）本指針の取扱い

虐待は、障害者（児）（以下「利用者」という。）の尊厳の保持や人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高い行為であり、その防止のために必要な措置を講じなければならない。

当法人は、利用者に対する虐待を人権侵害であり犯罪行為であると認識する。障害者総合支援法（児童福祉法）及び障害者虐待防止法に基づき、障害者虐待の防止及び早期発見を徹底するため、本指針を策定する。

すべての職員は、本指針を理解し、これに従って業務を遂行するものとする。

（2）障害者虐待の類型

① 身体的虐待

利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること、若しくは正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。

② 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること、又は利用者をしてわいせつな行為をさせること。

③ 心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応、不当な差別的言動その他利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

④ 放棄・放置（ネグレクト）

利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用者による①から③までに掲げる行為の放置、その他利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

⑤ 経済的虐待

利用者の財産を不当に処分すること、その他利用者から不当に財産上の利益を得ること。

2. 障害者虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項

当法人は、虐待等の発生防止及び再発防止に取り組むため、「障害者虐待防止委員会」を設置する。

(1) 設置目的

虐待等の発生防止及び早期発見を図るとともに、虐待等が発生した場合には、再発防止策を検討し、虐待防止に関する措置を適切に実施することを目的とする。

(2) 委員会の構成

委員長 志賀 暁子
虐待防止対策責任者 平原 悠成

(3) 開催

委員会は年1回以上開催するものとする。

また、虐待事案が発生した場合等、必要に応じて随時開催する。

(4) 委員会の役割

- ① 虐待（不適切な対応事例を含む）発生時の報告様式を整備すること。
- ② 職員は、虐待の発生状況及び背景等を記録し、定められた様式により報告すること。
- ③ 報告された事例を集計し、分析すること。
- ④ 発生状況、原因及び結果を整理し、再発防止策を検討すること。
- ⑤ 労働環境及び労働条件を確認するための様式を整備し、集計及び分析を行うこと。
- ⑥ 分析結果及び再発防止策を職員へ周知徹底すること。
- ⑦ 再発防止策の実施後、その効果を検証すること。

3. 職員研修に関する基本方針

権利擁護及び障害者虐待防止に関する職員研修は、必要な基礎知識の普及・啓発を目的とし、以下のとおり実施する。

- ① 定期研修の実施（年1回以上）
- ② 新任職員に対する研修の実施
- ③ その他、必要に応じた教育・研修の実施
- ④ 研修内容、使用資料及び出席者の記録を作成し、適切に保管する。

4. 虐待等が発生した場合の対応

- ① 虐待等が発生した場合は、速やかに都道府県及び市町村へ報告するとともに、その要因の除去に努める。
- ② 事実確認の結果、虐待行為者が職員であった場合は、役職や地位の如何を問わず、厳正に対処する。
- ③ 緊急性の高い事案については、行政機関及び警察等と連携し、被虐待者の権利及び生命の保全を最優先とする。

5. 虐待等が発生した場合の報告体制

- ① 事業所内で虐待等が疑われる場合は、速やかに障害者虐待防止担当者へ報告し、早期解決に努める。
- ② 事業所内における虐待は外部から把握しにくい特性があることを踏まえ、職員は日常的に早期発見に努める。
- ③ 虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに障害者虐待防止委員会を開催し、事実確認を行い、必要に応じて関係機関へ通報する。

6. 成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対し、成年後見制度等の権利擁護事業に関する情報提供を行い、必要に応じて行政機関、関係窓口、身元引受人等と連携し、制度の利用を支援する。

7. 本指針の閲覧

本指針は、利用者及びその家族がいつでも閲覧できるようにするとともに、当法人のホームページに公表する。

8. その他

内部研修及び外部研修に積極的に参加し、利用者の権利擁護及びサービスの質の向上に努める。